

おくやみハンドブック
〜ご遺族の方へ〜

飯能市



ご遺族の方へ

ご家族のご逝去に心からお悔み申し上げます。
飯能市では、ご遺族の方が手続き等を行わなければならない市役所関係の手続きと、市役所以外の一般的な手続きについて、ハンドブックを作成いたしました。
ご不明な点がございましたら担当窓口までお問い合わせください。
このハンドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

飯能市役所

〒357-8501 埼玉県飯能市大字双柳1番地の1
042-973-2111（代表）

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものが必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

- 来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）
- 認印（※相続人代表及び喪主）
- 預貯金通帳、銀行届出印（※相続人代表及び喪主、年金請求者）

※亡くなられた方の必要なものについては、それぞれの手続きのページにてご確認ください。

本人確認書類について

1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

マイナンバーカード、運転免許証、住民基本台帳カード、パスポート、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、在留カード、特別永住者証明書など

2点で本人確認できる書類

健康保険・介護保険・後期高齢者医療の被保険者証、医療受給者証、各種年金手帳、各種年金証書、学生証 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



MEMO

身近な人が亡くなった後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3ヶ月以内	<ul style="list-style-type: none"> ○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨 	<ul style="list-style-type: none"> ○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き (40 ページ参照) ○遺言調査・遺言書の検認 ○相続人調査 ○相続財産調査 ○相続放棄・限定承認 	<ul style="list-style-type: none"> (43 ページ参照)
4ヶ月以内			<ul style="list-style-type: none"> ○所得税の準確定申告 (44 ページ参照)
10ヶ月以内		<ul style="list-style-type: none"> ○遺産分割協議 (43 ページ参照) ○払戻・解約・名義変更など 	<ul style="list-style-type: none"> ○相続税の申告 (44 ページ参照) ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	<ul style="list-style-type: none"> ○一周忌 	<ul style="list-style-type: none"> ○遺留分侵害額請求 	

飯能市で必要な手続きについては7ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ
住民登録	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード・住民基本台帳カードを持っていた	P.7
	<input type="checkbox"/>	印鑑登録をしていた	
保険	<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入していた	P.8
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険に加入していた	P.9
年金	<input type="checkbox"/>	国民年金・厚生年金・共済年金に加入または受給していた	P.10
	<input type="checkbox"/>	農業者年金を受給していた	
税金	<input type="checkbox"/>	市税の納付が済んでいない	P.11
	<input type="checkbox"/>	市民税が課税されていた	
	<input type="checkbox"/>	固定資産(土地・家屋・償却資産)を持っていた	P.12
	<input type="checkbox"/>	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた	P.13
介護保険	<input type="checkbox"/>	65歳以上または介護認定を受けていた	P.14
	<input type="checkbox"/>	保険料が発生していた・給付を受けていた	
福祉(障害)	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた	P.15
	<input type="checkbox"/>	障害児福祉手当を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	特別障害者手当を受給していた	P.16
	<input type="checkbox"/>	飯能市重度心身障害者手当を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当を受給していた	P.17
	<input type="checkbox"/>	自立支援医療受給者証を利用して通院していた	P.18
	<input type="checkbox"/>	心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた(扶養年金)	
	<input type="checkbox"/>	重度心身障害者医療費の助成を受けていた	P.20
	<input type="checkbox"/>	福祉タクシー券を利用していた	
<input type="checkbox"/>	自動車燃料費助成を利用していた	P.21	

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ
福祉 (障害)	<input type="checkbox"/>	障害児通所サービスを利用していた	P.21
	<input type="checkbox"/>	障害福祉サービスを利用していた	P.22
	<input type="checkbox"/>	地域生活支援サービスを利用していた	
子ども	<input type="checkbox"/>	児童手当を受給していた	P.23
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当を受給していた	P.24
	<input type="checkbox"/>	子ども医療費受給資格証を交付されていた	P.25
	<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭等医療費受給者証を交付されていた	
	<input type="checkbox"/>	養育医療券を交付されていた	P.26
	<input type="checkbox"/>	小学校・中学校に在籍している児童生徒の保護者だった	
上下水道	<input type="checkbox"/>	上下水道を使用していた	P.27
	<input type="checkbox"/>	下水道事業受益者負担金または受益者分担金を納付中であった	P.29
	<input type="checkbox"/>	浄化槽を使用していた	
	<input type="checkbox"/>	飯能市合併処理浄化槽組合に加入していた	P.30
その他	<input type="checkbox"/>	家財整理をしたい	P.31
	<input type="checkbox"/>	道路を占用していた	
	<input type="checkbox"/>	法定外公共物を使用していた	P.32
	<input type="checkbox"/>	飯能市と「土地賃貸借契約」を締結していた	P.33
	<input type="checkbox"/>	土地区画整理事業地内に土地や借地権を所有していた	
	<input type="checkbox"/>	農地を相続した	P.34
<input type="checkbox"/>	森林を所有していた	P.35	
<input type="checkbox"/>	市営住宅に住んでいた	P.36	

1. 住民登録に関する手続き

マイナンバーカード・住民基本台帳カードを持っていた

手続き カードの返却等

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がマイナンバーカード、または住民基本台帳カードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは廃止となります。 マイナンバーカード・住民基本台帳カードをご持参ください。	なし
※亡くなられた方のマイナンバーカードは、返納の処理をした後、ご遺族へお返しいたします。	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方のマイナンバーカード <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民基本台帳カード	市民課 ☎ 042-973-2111 (内線 101)

印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証(カード)の返却または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証(カード)は無効となりますので、返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の印鑑登録証(カード)	市民課 ☎ 042-973-2111 (内線 101)

2. 保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き① 保険証等の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、被保険者証等の返納をお願いします。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の国民健康保険被保険者証	保険年金課国民健康保険担当 ☎ 042-973-2111 (内線 142・143)

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費(50,000円)が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から2年間
	手続き可能な人 葬祭執行者(喪主)
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 葬祭執行者の通帳 <input type="checkbox"/> 葬祭執行を証明する書類(会葬礼状または葬祭領収書)	保険年金課国民健康保険担当 ☎ 042-973-2111 (内線 142・143)

手続き③ 申立書の提出

手続き詳細	期 限
お亡くなりになられた方に係る国民健康保険税の未納または医療給付及び国民健康保険税の還付の関するお手紙を送付するため、提出していただきます。相続人のうち、どなたが相続人の代表者になられるのか「申立書」に必要事項を記入し、ご提出ください。	相当な期間(概ね3カ月)
	手続き可能な人 相続人代表者となる方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 預金通帳等(相続人のもの)	保険年金課国民健康保険担当 ☎ 042-973-2111 (内線 142・143)

2. 保険に関する手続き

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き① 保険証等の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用等を防ぐために被保険者証、限度額適用・標準負担額減額認定証等を回収しています。 ※市役所本庁または各出張所に返却が難しい場合は、はさみ等で細かくしてから処分してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の後期高齢者医療被保険者証 <input type="checkbox"/> (お持ちの方のみ) 限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証	保険年金課後期高齢者医療担当 ☎ 042-973-2111 (内線 144・145)

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費(50,000円)が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から2年間
	手続き可能な人
	葬祭執行者(喪主)
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 葬祭執行者の通帳 <input type="checkbox"/> 葬祭執行を証明する書類(会葬礼状または葬祭領収書)	保険年金課後期高齢者医療担当 ☎ 042-973-2111 (内線 144・145)

手続き③ 申立書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方に係る後期高齢者医療給付及び後期高齢者医療保険料の還付について、相続人代表者に支給するため、相続人代表者の登録をしていただきます。相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「申立書」に必要事項を記入し、ご提出ください。	2年間以内
	手続き可能な人
	相続人代表者となる方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 印鑑(相続人のもの) <input type="checkbox"/> 預金通帳等(相続人のもの)	保険年金課後期高齢者医療担当 ☎ 042-973-2111 (内線 144・145)

3. 年金に関する手続き

国民年金・厚生年金・共済年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認をしてください

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方等の基礎年金番号が分かるものを準備の上、必要な手続きの確認をしてください。 ※加入していた年金が国民年金のみ、または受給していた年金が遺族基礎年金・障害基礎年金・寡婦年金のみの場合は、市役所でお手続きが可能です。	—
	手続き可能な人 ご遺族の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の基礎年金番号が分かるもの	保険年金課年金担当 ☎ 042-973-2111 (内線 118・149) ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165 所沢年金事務所 ☎ 04-2998-0170 各共済組合

農業者年金を受給していた

手続き 農業者年金死亡関係届出書の提出

手続き詳細	期 限
受給権者が亡くなられたとき、遺族の方は10日以内に住所地のJAを経由して農業者年金基金へ「農業者年金死亡関係届出書」を提出してください。	10日以内
	手続き可能な人 ご遺族の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 農業者年金証書 <input type="checkbox"/> 受給権者の死亡日が確認できる住民票の写し、または、除籍抄本あるいは死亡日を明らかにすることができる証明書	農業委員会事務局 ☎ 042-973-2111 (内線 602・654)

4. 税金に関する手続き

市税の納付が済んでいない

手続き 納付に係る手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の市税の納付が済んでいない場合は、相続人の方が亡くなられた方に代わって納付していただく必要がありますので、既に届いている納付書により納付をしてください。 また、亡くなられた方が口座振替（自動払い込み）制度を利用されていた場合は、口座振替は停止となり、納付書が送付されますので、そちらで納付をしてください。	納付書に記載の納付期限 まで
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 納付書	収税課 ☎ 042-973-2111 (内線 131・133)

市民税が課税されていた

手続き 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方に市民税・県民税が課税されている場合、市民税・県民税の納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただくことになります。 相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。 ※相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。 ※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等の提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。市民税課までご連絡ください。	相当な期間（概ね3か月）
	手続き可能な人 相続人代表者となる方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続人代表者となる方の本人確認書類	市民税課 ☎ 042-973-2111 (内線 123・124)

固定資産（土地・家屋・償却資産）を持っていた

手続き 相続人代表者指定届出書兼固定資産現所有者申告書の提出

手続き詳細	期 限
飯能市内に固定資産（土地・家屋・償却資産）を持つ納税義務者が亡くなられた場合、その納税義務者に代わって固定資産にかかる納税等の管理をしていただく方を相続人の中から指定する届出になります。 ※所有権移転登記については、別途法務局での手続きをお願いします。	死亡の事実を知った日から 3ヶ月以内 ※郵送で相続人代表者指定届が届いた方は約2週間以内
	手続き可能な人 相続人代表者となる方
必要なもの	問い合わせ先
【法定相続人の方が継承される場合】 原則不要 【法定相続人以外の方が継承される場合】 遺言書の写しなど	資産税課 ☎ 042-973-2111 (内線 112・114) 管轄の法務局 さいたま地方法務局 飯能出張所 ☎ 042-972-2580

MEMO

4. 税金に関する手続き

原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた

手続き① 廃車の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両(ナンバープレート)を相続しない場合は、必ず廃車(ナンバープレートの返納)の手続きをしてください。	亡くなられた日から 30日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> ナンバープレート <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 手続き者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類(戸籍謄本等) <input type="checkbox"/> ③の方が手続きする場合、相続人からの廃車に関する委任状	①相続人 ②相続人とご同居のご家族の方 ③その他の方 ※③の方が手続きされる場合には、相続人からの廃車に関する委任状が必要となります。
問い合わせ先	
市民税課 ☎ 042-973-2111 (内線 121・122)	

手続き② 相続人への名義変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両を相続する場合は、名義変更の手続きをしてください。 ※相続人以外の方への名義変更については、お問い合わせください。	亡くなられた日から 15日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 手続きを行う方の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類(戸籍謄本など) <input type="checkbox"/> ③の方が手続きする場合、相続人からの名義変更に関する委任状	①相続人 ②相続人とご同居のご家族の方 ③その他の方 ※③の方が手続きされる場合には、相続人からの名義変更に関する委任状が必要となります。
問い合わせ先	
市民税課 ☎ 042-973-2111 (内線 121・122)	

5. 介護保険に関する手続き

65歳以上または介護認定を受けていた

手続き 被保険者証等の返却

手続き詳細	期 限
介護保険被保険者証を返却してください。介護保険負担割合証及び介護保険負担限度額認定証を交付されていた場合も返却してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証	介護福祉課 ☎ 042-973-2111 (内線 181.187) FAX : 042-973-2120 メール : kaigo@city.hanno.lg.jp

保険料が発生していた・給付を受けていた

手続き 申立書の提出

手続き詳細	期 限
お亡くなりになられた方に係る介護保険料の変更通知、また介護保険に関する給付及び介護保険料の還付に関する通知を送付する場合がございますので、相続人代表者の方に申立書をご記入いただきます。相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「申立書」に必要事項を記入し、ご提出ください。	2年間以内
	手続き可能な人 相続人代表者となる方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 貯金通帳等 (相続人のもの)	介護福祉課 ☎ 042-973-2111 (内線 175.186.187) FAX : 042-973-2120 メール : kaigo@city.hanno.lg.jp

6. 福祉（障害）に関する手続き

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた

手続き 手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または、療育手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。返還してください。	速やかに
	手続き可能な人 親族または代理人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の身体障害者手帳、 精神障害者保健福祉手帳または療育手帳	障害福祉課 ☎ 042-986-5072 FAX：042-986-5074 メール：syoufuku@city.hanno.lg.jp

障害児福祉手当を受給していた

手続き 障害児福祉手当死亡届の提出 (未払い分がある場合は未支払障害児福祉手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。同一世帯員がいる場合、未払い分の手当の請求手続きが必要です。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人 親族または代理人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、同一世帯員の振込口座のわかるもの	障害福祉課 ☎ 042-986-5072 FAX：042-986-5074 メール：syoufuku@city.hanno.lg.jp

特別障害者手当を受給していた

手続き

特別障害者手当死亡届の提出 (未払い分がある場合は未支払特別障害者手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。同一世帯員がいる場合、未払い分の手当の請求手続きが必要です。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人 親族または代理人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、同一世帯員の振込口座のわかるもの	障害福祉課 ☎ 042-986-5072 FAX：042-986-5074 メール：syoufuku@city.hanno.lg.jp

飯能市重度心身障害者手当を受給していた

手続き

飯能市重度心身障害者手当資格喪失届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が飯能市重度心身障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。同一世帯員がいる場合、未払い分の手当の請求手続きが必要です。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人 親族または代理人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は同一世帯員の振込口座のわかるもの	障害福祉課 ☎ 042-986-5072 FAX：042-986-5074 メール：syoufuku@city.hanno.lg.jp

6. 福祉（障害）に関する手続き

特別児童扶養手当を受給していた

手続き

特別児童扶養手当資格喪失届の提出、特別児童扶養手当証書の返還
(未払い分がある場合は特別児童扶養手当未支払手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
<p>【受給者が亡くなられた場合】 亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続き、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きが必要です。</p> <p>【対象児童が亡くなられた場合】 亡くなられた方が特別児童扶養手当の対象児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。(他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定となります。)</p> <p>※詳細は事前にお問い合わせください。</p>	<p>死亡日から14日以内</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>親族</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書</p> <p><input type="checkbox"/> 手続きを行う人の本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 死亡の記載がなされた戸籍謄(抄)本</p> <p>【未払い分がある場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 対象児童名義の通帳またはキャッシュカード</p> <p>【受給資格が継続する場合(受給者変更)】</p> <p><input type="checkbox"/> 認定請求者及び児童の戸籍謄本</p> <p><input type="checkbox"/> 振込口座の通帳またはキャッシュカード</p> <p><input type="checkbox"/> 認定請求者及び児童の個人番号確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 本人確認書類</p>	<p>子育て支援課</p> <p>☎ 042-978-5627</p> <p>FAX : 042-973-2120</p> <p>メール : jido@city.hanno.lg.jp</p>

MEMO

自立支援医療受給者証を利用して通院していた

手続き 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返却してください。	速やかに
	手続き可能な人
	親族または代理人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の自立支援医療受給者証 （更生医療・精神通院・育成医療）	障害福祉課 ☎ 042-986-5072 FAX：042-986-5074 メール：syoufuku@city.hanno.lg.jp

心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた（扶養年金）

【掛金を支払っていた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書、年金支給請求書の提出

手続き詳細	期 限
掛金を支払っていた方が亡くなられた場合、年金支給請求の手続きが必要です。	掛金を支払っていた方が亡くなられた日から3年以内
	手続き可能な人
	年金を受給する方または、扶養年金管理者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の死亡診断書 ※コピーでも可。その場合は原本証明が必要です。 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民票の除票 <input type="checkbox"/> 年金を受給する方の住民票 <input type="checkbox"/> 年金を受給する方の振込口座のわかるもの	障害福祉課 ☎ 042-986-5072 FAX：042-986-5074 メール：syoufuku@city.hanno.lg.jp

6. 福祉（障害）に関する手続き

【年金を受給予定していた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・障害届、弔慰金請求書の提出

手続き詳細	期 限
年金を受給予定していた方が亡くなられた場合、弔慰金請求の手続きが必要となります。	受給予定者が亡くなられた日から3年以内
	手続き可能な人 年金加入者または、 扶養年金管理者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民票の除票 <input type="checkbox"/> 掛金を支払っていた方の住民票 <input type="checkbox"/> 掛金を支払っていた方の振込口座のわかるもの	障害福祉課 ☎ 042-986-5072 FAX：042-986-5074 メール：syofuku@city.hanno.lg.jp

【年金を受給していた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・障害届の提出

手続き詳細	期 限
年金を受給していた方が亡くなられた場合、死亡・障害届の提出が必要です。	速やかに
	手続き可能な人 年金管理者または指定相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民票の除票	障害福祉課 ☎ 042-986-5072 FAX：042-986-5074 メール：syofuku@city.hanno.lg.jp

重度心身障害者医療費の助成を受けていた

手続き 重度心身障害者医療費受給者証の返却及び、資格喪失届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が重度心身障害者医療費助成を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となりますので、受給者証を返納または破棄してください。未請求分の医療費領収書があれば請求の手続きが必要です。	なし
	手続き可能な人 親族または代理人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の重度心身障害者医療費受給者証 <input type="checkbox"/> 未請求分の医療費領収書 <input type="checkbox"/> 未請求分がある場合は相続人の振込口座のわかるもの	保険年金課医療給付担当 ☎ 042-973-2111 (内線 146.147)

福祉タクシー券を利用していた

手続き 福祉タクシー券の喪失届と、未使用分の福祉タクシー券の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が福祉タクシー券を利用していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未使用分の福祉タクシー券があれば返却となります。	速やかに
	手続き可能な人 親族または代理人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の未使用分の福祉タクシー券	障害福祉課 ☎ 042-986-5072 FAX：042-986-5074 メール：syoufuku@city.hanno.lg.jp

MEMO

6. 福祉（障害）に関する手続き

自動車燃料費助成を利用していた

手続き 喪失届と未使用分の自動車給油券の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自動車燃料費助成を利用していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未使用分の自動車給油券があれば返却となります。	速やかに
	手続き可能な人 親族または代理人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の未使用分の自動車燃料給油券	障害福祉課 ☎ 042-986-5072 FAX：042-986-5074 メール：syoufuku@city.hanno.lg.jp

障害児通所サービスを利用していた

手続き 通所受給者証の通所給付決定保護者の変更または返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が児童通所給付を受給していた場合、死亡日をもって通所受給者証の保護者変更となります。また、通所している児童が亡くなった場合には通所受給者証の返却となります。	速やかに
	手続き可能な人 親族または代理人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 通所受給者証	障害福祉課 ☎ 042-986-5072 FAX：042-986-5074 メール：syoufuku@city.hanno.lg.jp

MEMO

.....

.....

.....

.....

障害福祉サービスを利用していた

手続き 障害福祉サービス受給者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害福祉サービスを受給していた場合、死亡日をもって障害福祉サービス受給者証の返却となります。	速やかに
	手続き可能な人 親族または代理人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の障害福祉サービス受給者証	障害福祉課 ☎ 042-986-5072 FAX：042-986-5074 メール：syoufuku@city.hanno.lg.jp

地域生活支援サービスを利用していた

手続き 地域生活支援サービス受給者証の支給決定保護者の変更または返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が地域生活支援サービスを受給していた場合、死亡日をもって地域生活支援サービス受給者証の返却または保護者変更となります。また、受給している児童が亡くなった場合には地域生活支援サービス受給者証の返却となります。	速やかに
	手続き可能な人 親族または代理人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の地域生活支援サービス受給者証	障害福祉課 ☎ 042-986-5072 FAX：042-986-5074 メール：syoufuku@city.hanno.lg.jp

MEMO

7. 子どもに関する手続き

児童手当を受給していた

手続き 受給者変更手続き (未払い分がある場合は未支払児童手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
<p>児童手当の受給者が亡くなられた場合、未払い分の児童手当請求手続き及び受給者の変更手続きが必要となります。</p> <p>※詳細は事前にお問い合わせください。</p>	<p>原則、受給者が亡くなられた日の翌日から数えて、15日以内</p>
必要なもの	手続き可能な人
<p>【受給者変更の手続き】</p> <p><input type="checkbox"/> 健康保険証</p> <p><input type="checkbox"/> 金融機関の通帳またはキャッシュカード</p> <p><input type="checkbox"/> 認定請求者の個人番号確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 本人確認書類</p> <p>【未払い分がある場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 対象児童名義の通帳またはキャッシュカード</p>	<p>受給者が亡くなられた後、対象児童を監護する方</p>
	問い合わせ先
	<p>子育て支援課</p> <p>☎ 042-978-5627</p> <p>FAX：042-973-2120</p> <p>メール：jido@city.hanno.lg.jp</p>

MEMO

児童扶養手当を受給していた

手続き

児童扶養手当証書の返還 (未払い分がある場合は未支払児童扶養手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
<p>【受給者が亡くなられた場合】 亡くなられた方が児童扶養手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続き、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きが必要です。</p> <p>【対象児童が亡くなられた場合】 亡くなられた方が児童扶養手当の対象児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。(他に児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定となります。)</p> <p>※詳細は事前にお問い合わせください。</p>	<p>14日以内</p> <p>手続き可能な人</p> <p>親族</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書</p> <p><input type="checkbox"/> 手続きを行う人の本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 死亡の記載がなされた戸籍謄(抄)本</p> <p>【未払い分がある場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 対象児童名義の通帳またはキャッシュカード</p>	<p>子育て支援課</p> <p>☎ 042-978-5627</p> <p>FAX : 042-973-2120</p> <p>メール : jido@city.hanno.lg.jp</p>

MEMO

7. 子どもに関する手続き

子ども医療費受給資格証を交付されていた

手続き 受給資格証の返納、喪失届提出の手続き

手続き詳細	期 限
<p>子ども医療費受給資格証を交付していた児童が亡くなった場合、その児童の受給資格証は死亡日をもって喪失となりますので、返納または破棄してください。</p> <p>受給者が亡くなった場合は受給者変更の手続きが必要です。</p> <p>また、未請求分の医療費領収書があれば、請求の手続きが必要です。</p>	<p>なし</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>【児童が亡くなった場合】 児童の保護者</p> <p>【受給者が亡くなった場合】 ご家族の方</p>
<p>必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/> 児童の子ども医療費受給資格証</p> <p><input type="checkbox"/> 手続きを行う人の本人確認書類</p> <p>【受給者変更の手続き】</p> <p><input type="checkbox"/> 児童の健康保険証</p> <p><input type="checkbox"/> 変更後の受給者の振込先口座のわかるもの</p>	<p>問い合わせ先</p> <p>保険年金課医療給付担当 ☎ 042-973-2111 (内線 146.147)</p>

ひとり親家庭等医療費受給者証を交付されていた

手続き 受給者証の返納、喪失届提出の手続き

手続き詳細	期 限
<p>ひとり親家庭等医療費受給者証を交付していた方が亡くなった場合、その受給者証は死亡日をもって喪失となりますので、返納または破棄してください。</p> <p>受給者が亡くなった場合、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きが必要です。</p> <p>また、未請求分の医療費領収書があれば、請求の手続きが必要です。</p> <p>※詳しくは事前にお問い合わせください。</p>	<p>なし</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>【児童が亡くなった場合】 児童の保護者</p> <p>【受給者が亡くなった場合】 ご家族の方</p>
<p>必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/> 亡くなった方のひとり親家庭等医療費受給者証</p> <p><input type="checkbox"/> 手続きを行う人の本人確認書類</p>	<p>問い合わせ先</p> <p>保険年金課医療給付担当 ☎ 042-973-2111 (内線 146.147)</p>

養育医療券を交付されていた

手続き 受給券の返納、返納届提出の手続き

手続き詳細	期 限
養育医療券を交付していた乳児が亡くなられた場合、その乳児の医療券は死亡日をもって失効となりますので、返納または破棄してください。	なし
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 乳児の養育医療券 <input type="checkbox"/> 手続きを行う方の本人確認書類	乳児の保護者
	問い合わせ先
	健康づくり支援課 ☎ 042-974-3488

小学校・中学校に在籍している児童生徒の保護者だった

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
小学校・中学校に在籍している児童生徒の保護者が亡くなられた場合、保護者変更の手続きが必要です。また、就学援助、特別支援教育就学奨励費の支給を受けていた場合は必要に応じて再審査の手続きが必要です。	できるだけ速やかに
必要なもの	手続き可能な人
【保護者変更】 <input type="checkbox"/> なし 【就学援助または特別支援教育就学奨励費の支給を受けていた方】 <input type="checkbox"/> 変更後の保護者の印鑑及び振込先口座がわかるもの	ご家族の方など
	問い合わせ先
	学校教育課 ☎ 042-973-3018

MEMO

8. 上下水道の手続き

上下水道を使用していた

手続き① 名義変更または閉栓手続き

手続き詳細	期 限
上下水道使用者の名義人が亡くなられた場合、名義変更または閉栓手続きが必要となります。 ※電話手続き可 ※井戸水で下水道を使用していた方は、別途下水道課へお問い合わせください。	死亡の事実が判明した時点でご連絡ください。
	手続き可能な人 親族または同居者が望ましい
必要なもの	問い合わせ先
なし	水道業務課 ☎ 042-973-3661 下水道課 ☎ 042-973-3433 飯能市上下水道料金センター ☎ 042-971-2776

手続き② 登録口座の変更に係る手続き

手続き詳細	期 限
上下水道使用者の名義人が亡くなられ、支払方法が口座振替であった場合、登録口座の変更手続きが必要となります。	死亡の事実が判明した時点でご連絡ください。
	手続き可能な人 親族または同居者が望ましい
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 飯能市水道料金下水道使用料自動払込利用申込書兼口座振替依頼書※ <input type="checkbox"/> 銀行印 <input type="checkbox"/> 口座番号がわかるもの（通帳など） ※水道業務課窓口または飯能市上下水道料金センターで配付しています。	水道業務課 ☎ 042-973-3661 飯能市上下水道料金センター ☎ 042-971-2776

手続き③ 水道料金・下水道使用料の未納に係る手続き

手続き詳細	期 限
上下水道使用者の名義人が亡くなられ、水道料金・下水道使用料の納付が済んでいない場合は、既に届いている納付書により納付をお願いします。	死亡の事実が判明した時点でご連絡ください。
	手続き可能な人 親族または同居者が望ましい
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 納付書 ※納付書を紛失した場合は、お問い合わせ先にご相談ください。	水道業務課 ☎ 042-973-3661 飯能市上下水道料金センター ☎ 042-971-2776

手続き④ 給水装置（水道）の所有権変更の手続き

手続き詳細	期 限
給水装置（水道）の所有者が亡くなられた場合、所有権変更をする必要があります。 ※所有者は、持ち家の方やアパートの大家さん等が考えられます。ご不明な場合は、お問い合わせ先にご連絡ください。	土地の登記完了後
	手続き可能な人 親族または同居者が望ましい
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 給水装置所有権変更届※ <input type="checkbox"/> 手続きを行う人の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 土地登記簿謄本の写し ※水道工務課窓口または市ホームページからダウンロードできます。	水道工務課 ☎ 042-973-3697

8. 上下水道の手続き

下水道事業受益者負担金または受益者分担金を納付中であった

手続き 受益者の変更手続き

手続き詳細	期 限
納付中の受益者（納付管理人）が亡くなられた場合、受益者（納付管理人）の変更の手続きが必要となります。 ※郵送手続き可。ご連絡いただければ異動申告書をお送りします。	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの <input type="checkbox"/> 異動申告書	問い合わせ先 下水道課 ☎ 042-973-3433

浄化槽を使用していた

手続き 休止届、廃止届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が合併処理浄化槽または単独処理浄化槽を使用し、今後使用しない場合には浄化槽の休止届もしくは廃止届を提出ください。	使用しなくなってから30日以内 手続き可能な人 相続される方
必要なもの <input type="checkbox"/> 休止届 <input type="checkbox"/> 廃止届	問い合わせ先 環境緑水課 ☎ 042-973-2125

MEMO

飯能市合併処理浄化槽組合に加入していた

手続き 変更届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が飯能市合併処理浄化槽組合に加入していた場合、変更届または退会届が必要です。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人 空き家になる場合→親族 継続して住まわれる場合 →住民票を置いて住まわれる方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 空き家になる場合→退会届 <input type="checkbox"/> 継続して住まわれる場合→変更届 <input type="checkbox"/> 引き落とし口座情報 <input type="checkbox"/> 銀行届出印	環境緑水課 ☎ 042-973-2125 飯能市合併処理浄化槽組合 ☎ 042-974-3441

MEMO

9. その他の手続き

家財整理をしたい

手続き クリーンセンターへのごみの搬入

手続き詳細	期 限
クリーンセンターへのごみの搬入の際は、ごみの発生場所（住所）の確認をしています。亡くなられた方が住んでいた住所が確認できる書類を持参してください。 ※一部クリーンセンターで処分できない物があります。 ※ごみの発生場所（住所）が飯能市外の場合は搬入できません。	なし （搬入日当日にお持ちください）
	手続き可能な人 基本的にご親族の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方が住んでいた住所が確認できる書類 （直近の公共料金の明細書、公的機関からの郵便物、固定資産税の納税証明書等） <input type="checkbox"/> 搬入者の本人確認書類	クリーンセンター ☎ 042-973-1010

道路を占有していた

手続き 占有許可の廃止または変更手続き

手続き詳細	期 限
名義の変更をする場合は、権利譲渡か地位継承の手続きをしてください。使用許可を廃止する場合は、廃止の手続きをしてください。 ※詳細は事前にお問い合わせください。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人 基本的にご親族の方
必要なもの	問い合わせ先
【道路占有の廃止】 <input type="checkbox"/> 占有廃止届及び占有許可書の写し 【名義の変更】 <input type="checkbox"/> 道路占有申請書及び表記されている添付書類 ※詳細は事前にお問い合わせください。	建設管理課 ☎ 042-986-5082

法定外公共物を使用していた

手続き 占有許可の廃止または変更手続き

手続き詳細	期 限
<p>名義の変更をする場合は、権利譲渡か地位継承の手続きをしてください。使用許可を廃止する場合は、廃止の手続きをしてください。 ※詳細は事前にお問い合わせください。</p>	<p>できるだけ速やかに</p>
	<p>手続き可能な人</p>
	<p>基本的にご親族の方</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p>【法定外公共物使用許可の名義の変更】</p> <p><input type="checkbox"/> 法定外公共物使用譲渡承認申請書及び表記されている添付書類</p> <p>【法定外公共物使用許可の名義の変更（相続される場合）】</p> <p><input type="checkbox"/> 法定外公共物使用承継届及び表記されている添付書類</p> <p>【法定外公共物使用許可の廃止】</p> <p><input type="checkbox"/> 法定外公共物使用廃止届及び表記されている添付書類</p>	<p>建設管理課 ☎ 042-986-5082</p>

MEMO

9. その他の手続き

飯能市と「土地賃貸借契約」を締結していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が飯能市と、道路敷地や待避所等を目的とした「土地賃貸借契約」を締結していた場合、土地借上料の受領者変更手続きなどが必要となります。道路公園課まで届け出てください。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
道路公園課にご連絡ください。	道路公園課 ☎ 042-973-2127

土地区画整理事業地内に土地や借地権を所有していた

手続き 所有権移転届出書または権利変動届出書の提出

手続き詳細	期 限
<p>【土地所有者の変更】 相続登記完了後、所有権移転届出書を提出してください。</p> <p>【借地権者の変更】 相続登記後（未登記の場合は相続人決定後）、権利変動届出書を提出してください。</p>	なし
	手続き可能な人
	<p>【土地所有者の変更】 どなたでも可</p> <p>【借地権者の変更】 登記済：どなたでも可 未登記：相続人または土地所有者</p>
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 届出書 【土地所有者の変更、登記済借地権者の変更】 <input type="checkbox"/> 相続登記後の登記事項証明書 【未登記借地権者の変更】 <input type="checkbox"/> 相続人、土地所有者の本人確認書類 ※届出書には、相続人、土地所有者が連署してください。	区画整理課 ☎ 042-973-8682

農地を相続した

手続き 農地を相続等で取得したときの届出

手続き詳細	期 限
<p>農地の権利を相続等で取得した場合、提出してください。(権利を取得したことを知った時点から10か月以内)</p> <p>※届出をする場合、登記簿謄本の写しや遺産分割協議書の写しなど、届出者が権利を取得したことを確認できるものを一緒にお持ちください。郵送の場合には同封してください。</p> <p>※この届出は農業委員会に権利取得の内容等を知らせるものであり、権利取得の効力を発生させたり、保全したりするものではありません。また、所有権移転登記に代わるものではありません。登記手続きは別途必要です。</p>	<p>権利を取得したことを知った時点から10か月以内</p>
	<p>手続き可能な人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出する方…権利を取得した方 相続で所有権移転登記済み、遺産分割協議済み→権利取得した方 ・相続で遺産分割協議が未完了→相続人全員 ・遺産分割協議に時間がかかる場合、まず相続人全員で届出し、遺産分割協議完了後に再度届出てください。
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> 農地法第3条の3の規定による届出書 ※届出書の様式は市ホームページからもダウンロードできます。</p> <p><input type="checkbox"/> 登記簿謄本の写しや遺産分割協議書の写しなど、届出者が権利を取得したことを確認できるもの</p>	<p>農業委員会事務局 ☎ 042-973-2111 (内線 602・654)</p>

MEMO

市営住宅に住んでいた

手続き 住居を明け渡す手続き、または入居承継申請の手続き

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方が市営住宅入居者の場合、明け渡しの手続きや名義を引き継ぐ手続きが必要です。手続きの詳細については、埼玉県住宅供給公社へお問い合わせください。</p> <p>どなたが亡くなられたかにより、手続きが異なります。</p> <p>①入居名義人が亡くなられた場合</p> <p>〈配偶者がいる場合〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名義を引き継ぐ手続き（地位承継申請） ・請書の再契約手続き ・口座振替の変更手続き <p>〈配偶者がいない場合〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅を明け渡す手続き <p>②入居名義人の方以外が亡くなられた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異動の手続き 	<p>速やかに</p> <p>手続き可能な人</p> <p>親族</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p>【入居名義人が亡くなられ、同居されている方がいない場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 相続人の金融機関の通帳</p> <p><input type="checkbox"/> 相続人の印鑑</p>	<p>埼玉県住宅供給公社 川越支所 ☎ 049-227-6418</p>

MEMO

亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	速やかに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書(社員証など)の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	<p>【必要なもの】 遺族厚生年金裁定請求書、故人の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明書、住民票のコピー、受取人の印鑑、振込先口座番号</p> <p>【手続き先】 故人の勤務先を所管する社会保険事務所</p> <p>【その他】 遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎年金も支給されます。</p>

亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
 なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項目	期日	備考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	税務署に提出します。 所沢税務署 ☎ 04-2993-9111
事業廃止届出書		
個人事業の開業・廃業など届出書	1ヶ月以内	
給与支払事務所などの開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする年の翌年3月15日まで	

改葬・墓じまいの手続きについて

1 新しい改葬先を確保

改葬先の管理者から下記の書類を発行してもらいます。
 ・受入証明書 ・永代使用許可書

2 埋葬証明証を発行

現在、埋葬されている墓地の管理者から、埋葬証明書を発行してもらいます。

3 改葬許可証の受け取り

永代供養や納骨堂に遺骨を移す際に必要な手続きです。
 ※散骨や手元供養の場合は不要なことが多いですが、念のため事前に確認しておきましょう。

▼必要書類

改葬許可申請書・受入証明書・埋葬証明書

▼提出先(受取先)

墓地のある市区町村に提出し、改葬の申請を行って改葬許可証を受け取ります。

4 遺骨を取り出し(魂抜き)

住職などにお経を挙げてもらって遺骨を取り出します。遺骨の取り出しは石材店にお願いするため、事前にどこにお願いするか決めておきます。

5 納骨、魂入れ

改葬先に改葬許可証を提出し、納骨を行います。
 ※手元供養や散骨の場合は異なります。

担当課・問い合わせ先

市民課

☎ 042-973-2112

少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	<input type="checkbox"/>	返納手続き	飯能警察署 ☎ 042-972-0110 埼玉県警察本部運転免許センター ☎ 048-543-2001
恩給を受給していた	<input type="checkbox"/>	総務省恩給相談室へお問い合わせください。	総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400
次のいずれかを持っている ・特定医療費（指定難病）受給者証 ・肝炎治療受給者証 ・先天性血液凝固因子障害等受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証 ・特定疾病医療受給者証	<input type="checkbox"/>	故人の住所地を管轄する健康福祉センター（保健所）へお問い合わせください。	狭山保健所 ☎ 04-2954-6212
被爆者健康手帳を持っている	<input type="checkbox"/>		
預貯金口座など	<input type="checkbox"/>	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険など	<input type="checkbox"/>	死亡保険金の請求、入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社または代理店
損害保険など	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社または代理店
国税	<input type="checkbox"/>	相続税の手続き 所得税・消費税申告など	所沢税務署 ☎ 04-2993-9111
不動産登記	<input type="checkbox"/>	土地・家屋などの所有権移転（相続）登記など	さいたま地方法務局 飯能出張所 ☎ 042-972-2580

ご遺族の方に対する各種相談

大切な人を亡くした時、遺された方は大きな悲しみに包まれると同時に様々な感情を抱き、こころやからだに変化が現れることがあります。

少しでもつらいお気持ちを和らげる取り組みをご紹介します。

— 1 —

こころとからだの相談

● 臨床心理士によるこころの健康相談（予約制）

会場：保健センター

連絡先：健康づくり支援課（保健センター内） ☎ 042-974-3488

— 2 —

大切な人を自死で亡くされた方へ

● NPO 法人全国自死遺族総合支援センター 自死遺族相談ダイヤル

☎ 03-3261-4350（10時～20時 毎週木曜日、10時～18時 毎週日曜日）

● NPO 法人グリーフケア・サポートプラザ 自死遺族傾聴電話

☎ 03-3796-5453（12時～16時 毎週火・木・土曜日）

— 3 —

大切な方を自死で亡くされた方のつどい

● わかちあいの会 ところざわ

会場：所沢市保健センター

連絡先：所沢市健康推進部 こころの健康支援室 ☎ 04-2991-1812

● 語らいのつどい

会場：秩父保健所

連絡先：秩父保健所精神担当 ☎ 0494-22-3824

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

☑	項目	期 日	備 考
☐	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
☐	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☐	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態では家庭裁判所の検認が必要となります。
☐	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問合せすることで、相続財産を知ることができます。
☐	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
☐	相続放棄・限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

<input checked="" type="checkbox"/>	項目	期日	備考
<input type="checkbox"/>	所得税の準確定申告	4ヶ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に申告と納税をしなければなりません。
<input type="checkbox"/>	相続税の申告・納付	10ヶ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ 3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数

MEMO

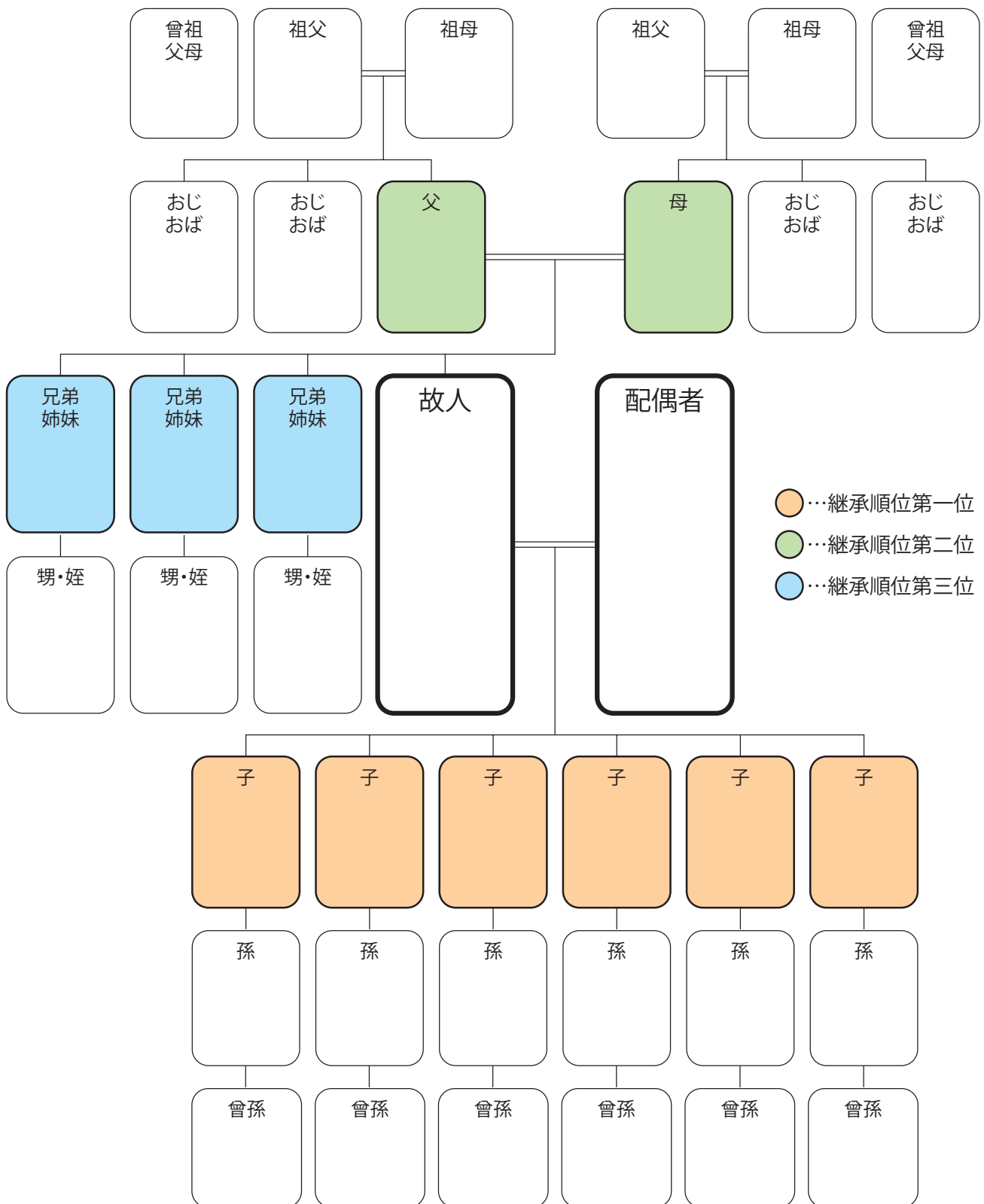
家系図 (3親等内の親族)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局のHP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所など	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号など	受給金額	備考
その他				

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

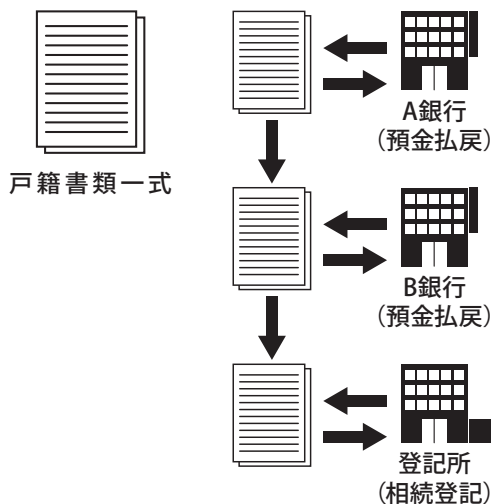
法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

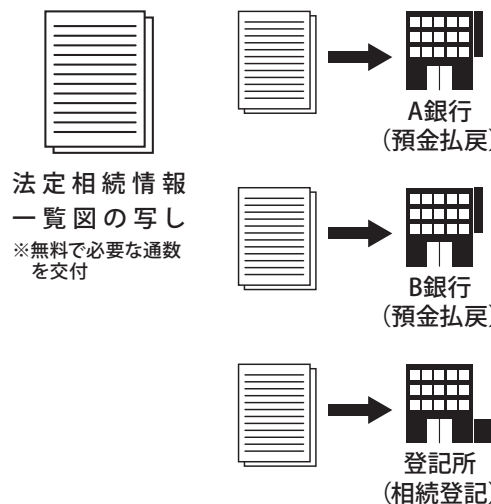
（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出（法定相続人または代理人）

1. 市区町村の窓口で戸籍謄本などを収集します。
2. 法定相続情報一覧図を作成します。
3. 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付（登記所）

1. 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
2. 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

[法務局ホームページ](#)

[検索](#)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

ご相談は無料です。

相続

に関するご相談なら
市川昭 税理士事務所へ

遺産分割協議書の作成から相続税の申告まで
相続手続きをトータルサポート。東京の大手税理士法人での
勤務経験を活かし高品質なサービスをご提供します。



相続専門・実績豊富

相続専門の大手税理士法人
で経験を積んだ代表税理士
が直接担当します。



強いネットワーク

弁護士、司法書士、行政書
士などの相続に強い専門家
と連携し、相続に関するすべ
てのご要望にお応えします。

初回相談無料

お電話でのお問い合わせはこちら

☎ **042-971-9911**

※お気軽にお問い合わせください。

市川昭税理士事務所

埼玉県飯能市稲荷町10-14 総合相談センター名栗園3階

FAX : 042-971-9912

E-mail : tax@ichikawa-zeirishi.com

URL : <https://www.ichikawa-zeirishi.com/index>



代表者税理士 市川昭



代表司法書士 脇 博喜
埼玉司法書士会 第1548号
法務大臣認定 第401521号

パートナーズ司法書士法人

土日も対応 駐車場あり 初回相談無料

相続の手続きお手伝いします

どうしよう…と悩まずに、まずは当事務所へご相談ください。
相続手続きの専門家である司法書士がサポート致します。



代表司法書士 神戸光邦
埼玉司法書士会 第1346号
法務大臣認定 第801205号

**法定相続情報作成パック
(戸籍の収集)**

相続手続きに欠かせない
戸籍一式の取得を代行します。

報酬 **33,000円** (消費税込)
+実費

**自宅名義変更パック
(相続登記)**

故人名義の土地・建物の
名義変更手続きを代行します。

報酬 **88,000円** (消費税込)
+実費

相続手続きまとめてパック

法定相続情報の取得、不動産
名義変更、銀行預金の払戻し、
株式・投資信託の名義変更など
まとめて代行します。

報酬 **330,000円** (消費税込)
+実費

※ 上記報酬額は一例です。お客様の状況や依頼内容に合わせて、委任契約前に御見積りを致します。
※ 弊社報酬以外に、実費（戸籍等の証明書発行手数料、登録免許税、郵送料など）がかかります。

累計相談実績
4491件

※令和4年12月31日時点

数多くのご相談を いただいております。

当事務所は、平成26年の開業以来、
『相続手続き専門の司法書士事務所』として、
数多くのご相談をいただいております。
これまでに培った豊富な経験と知識に基づき、
自信を持って皆様の相続手続きをサポート致します。



ご存じですか!? 相続登記が義務になります

令和6年4月1日以降は、不動産の相続を知って
から3年以内に相続登記の申請をしないと、
10万円以下の過料が科される恐れが生じます。
既に発生している相続も対象となりますので、
これまでの相続で名義変更していない不動産が
ある場合もご相談ください。

お問い合わせ／相談予約はこちら

「ご自宅への訪問も可能です」

04-2954-2109

受付時間：平日 8:30～18:00 (土曜・日曜・祝日 休業)
※ 土曜・日曜・祝日のご相談も、事前予約にて対応致します。



パートナーズ司法書士法人
埼玉県狭山市入間川一丁目20番16号

川越狭山相続相談プラザ

<https://kawagoe-souzoku.com>



安心

安全

信頼

処分する前に ご相談 ください

ご自宅の受用品を
私たちがお買い取りでサポートします



ご不明な点やご質問・ご相談はお気軽にお問い合わせください

042-644-2850

くわしくは
こちらから
ご覧ください



受付時間

10:00～18:00

月曜日～金曜日（※土日祝日休み）

HARD-OFF OFF HOUSE Hobby OFF

株式会社ゼロエミッション

（ハードオフ・オフハウス・ホビーオフを運営している会社です）

〒192-0045 東京都八王子市大和田町5-1-21 壹番館 1F

東京都公安委員会
第308839702078号

「遺品整理サービス」のご案内

遺品の整理

はお済み でしょうか？

「こんな心配事ありませんか？」

料金の
仕組みを
知りたい



業者の
対応スピードを
知りたい



業者の
選び方を
知りたい



安心できる遺品整理で解決！

遺品の整理などのお悩みに対し、ご相談から施行完了まで
お客様のご状況に合わせて寄り添いサポートいたします。

POINT 1 選べる見積もり方法



訪問

ご自宅に訪問して



ビデオチャット

対面なしで安心



写真

写真送付で最短30分

POINT 2 一人ひとりを手厚く

ご相談から施行まで、専任コンシェル
ジュが一人ひとりに寄り添ってサポート
いたします。

POINT 3 比較もかんたん

価格やサービスを比較できる、複数業者の
一括見積もりをご利用いただけます。

まずはLINEでお友達登録！
LINE登録後、3つのお見積もり方法で
すぐにご依頼いただけます。



まずはお気軽にお問い合わせください

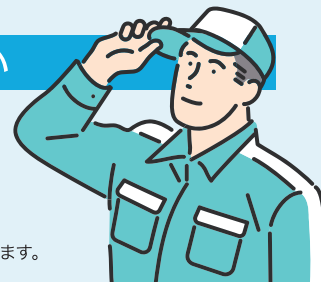
通話料
無料

☎ 0120-964-850

受付時間 9時-18時(年中無休)

安心できる遺品整理

「安心できる遺品整理」は、東証プライム上場(証券コード:6184)の鎌倉新書が運営しています。



司法書士は「法律のお医者さん」です

相続手続き

にお困りの方は私にお任せください

相続登記手続き

遺産整理業務

遺言書作成

生前贈与

成年後見



相談に関するお悩みは各ご家庭でさまざまです。
不動産の相続登記を放置すると、問題が発生することもある。

まずはお気軽にご相談ください

つかさ司法書士事務所

東京司法書士会所属 司法書士 大平 官

☎ 0428-78-4826

青梅市河辺町 10 丁目 6 番地の 5 マリオン S301 号室

青梅市外も、場所を問わずどこでも承ります！

ご相談ください

お墓のお困りごとございませんか？

お墓のアフターフォローもおまかせください



case1

お墓を建てたい

お墓の設計、施工、納骨、アフターサービスまですべて自社で対応しております。



case2

お墓を新しくしたい

古いお墓を新しく建て直したり、石塔を残して、周りの外観だけを新しくすることもできます。



case3

お墓を移したい

遠方にあるお墓をお住いの近くにお引越し致します。お引越しに関わる手続きも代行致します。



case4

追加で戒名を彫りたい

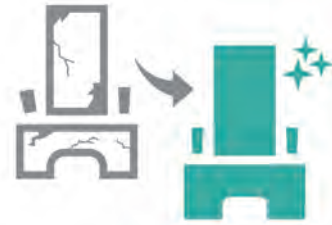
今あるお墓に後から亡くなられた方の戒名をお彫りいたします。既にある書体に合わせてお彫りいたします。



case5

お墓をキレイにしたい

お墓についた苔や汚れなどを、専門的な機材や薬剤を使ってキレイにいたします。竿文字の色入れ直しもいたします。



case6

お墓を直したい

傾いてしまったお墓を基礎から直したり、欠けてしまった香炉などの部品をお取替えいたします。



case7

納骨をしたい

故人のお骨を納骨いたします。納骨前のお墓の点検や、必要な道具等の準備もいたします。



case8

草が生えないようにしたい

お墓の周囲を防草シートを敷いて、除草作業を最小限にします。墓所全体に石張りにリフォームして草を生えないようにすることもできます。



case9

花筒を新しくしたい

ステンレスの花筒や香炉皿を店頭で販売していますので、いつでもお買い求めください。

まずは、お気軽にお問合せください。

有限会社 山口石材

〒357-0045 飯能市笠縫 147-1 営業時間：9時～17時

TEL：0120-552-822 / FAX：042-972-1622

E-mail：yama-ishi5528@nifty.com / URL：http://www.yamaguchisekizai.com

本誌ご覧のうえ、「新規」御墓所工事ご契約の方に墓石工事最大10%割引進呈
※区画㎡数により割引率が異なります。

お困りの家、土地をお売りします!



探しています!!



- 古い空家・土地を処分したい方!
- 他の不動産会社で売れない・断られた方!

どんなことでもお気軽にご相談ください!

売りたい

中古住宅



家主様



宿谷木工(株)が
つなげます!

買いたい



お客様

まずはお電話ください♪

☎ **042-983-1686**

地元密着51年「売りたい!」「買いたい!」をつなげる

宿谷木工(株) しゅく や宿谷まで

飯能市南町11-21(飯能駅南口徒歩4分)

埼玉県知事(6)第17385号

大多摩霊園



大多摩霊園

許可番号 56 環自保許第 44 号
管理会社 大多摩霊園株式会社



東京都青梅市成木 2 丁目 559 番地
開園年月 昭和 53 年 2 月
霊園総面積 237,535 m² 総区画数 11,000 区画
宗教・宗派 自由 事業主体宗教法人 紫雲院

交通・アクセス
JR青梅線・東青梅駅より送迎バスで12分
西武池袋線・飯能駅より送迎バスで12分
圏央道・青梅ICより15分

お墓の地震対策してますか？

ANSHIN

すでに建っているお墓にも、お手軽に工事可能！！

墓石用免震ゲル「安震はかもり®」は、地震の揺れを吸収して逃がし「免震（吸震）」の役割を果たす特殊ゲルパット。専用接着剤「安震アイバ」との相乗効果によって免震機能を最大限に発揮。

（財）建材試験センターで実施した震度7の耐震実験でも、抜群の安定性を実証しています。



免震ゲル

■西多摩霊園 ■東京霊園 ■上川霊園 ■南多摩霊園 など

資料のご請求、ご相談など、詳しくは
当社ホームページをご覧ください。

<http://www.tochigi-ya.co.jp/>

とちぎやせきざい

検索



ひとを想って お墓をつくる

栃木家石材店

東京都府中市紅葉丘 1-17-7 <多磨霊園正門通り>

☎ 0120-15-2222

TEL. 042-363-3010 (代) ※木曜定休日

FAX. 042-365-1887

府中本店 / 小平支店 / 西多摩支店 /
八王子支店 / 大多摩支店 / 地産霊園出張所



東京都学校生協、NECライベックス、日本無線生協
コニカ総合サービス、東芝リビングサービス、等指定店

墓石新時代！

「天災補償付きサービス」が **新基準！！**



おまいり墓まもり

- お引 1.割引優待サービス
- お災 2.天災補償サービス
- お引 3.ギフトサービス



全優石イメージ
キャラクター
名取裕子

全優石
全国優良石材店

直接ご来園の際は、本誌面を受付にご提示くださいますようお願い申し上げます。（特典をご用意しております）

発行 飯能市役所
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発行年月 2023年9月

